



Q

私は大学に通っています。学友のA君は卒業を前にして後遺障害2級のケガになってしまいました。友人は民間の保険に加入していませんでした。ところが国民年金から障害基礎年金を受給できたと聞きました。彼は国民年金に加入した20歳から国民年金保険料を払っていないと言っていました。保険料を払ってなくても国民年金から障害基礎年金を受給できるのですか？



A

20歳から保険料を払っていなかったということは国民年金の被保険者になって以来保険料を払っていなかったと考えられます。民間の保険ならそんなことはありませんよね。

国民年金は原則として20歳以上になったら全員加入することになっていますからAさんも国民年金に加入したけど学生だからお金がなくて保険料を払えなかったのでしょう。

ここで注意してもらいたいのは学生さんなら国民年金の被保険者になっても保険料を払えないという手続きをすれば何かあったときに友人のように保障を受けることができるのです。



Q

学生なら保険料を払えなくても国民年金の障害基礎年金を受給できるのはどんな制度なのですか？



A

国民年金の「**学生納付特例制度**」といいます。この制度を利用すれば国民年金の被保険者になるが保険料を払うのを猶予してもらえるのです。

第1の条件は、大学、短大、専門学校などに通っている20歳以上の学生で本人の所得が基準以下になる場合に国民年金保険料の支払を猶予してもらえて被保険者になれるのです。



学生であること以外の条件は何ですか？



所得が一定基準以下である必要があります。その基準額以下とは？
118万円＋扶養親族の数×38万円＋社会保険料控除等
です。

扶養親族とは学生本人が養っている人のことです。例えば、学生結婚して
いて赤ちゃんや奥さんを養っていれば扶養親族が2名いることとなります。
でも、多くの場合にご両親に養われているでしょうから扶養親族はなしにな
るでしょう。また、社会保険料控除等とは支払っている国民年金保険料、健
康保険料などになりますが、これも親の扶養になっていることでしょうから
社会保険料はなしになるでしょう。

残るは、年間所得が118万円以下ということですから収入なら118万円＋38
万円(基礎控除)＝156万円になります。年間のアルバイト収入がこれ以上あ
ったら基準以上になってしまいます。1ヵ月13万円以上の収入があるかが所
得の一定基準以下の目安になります。



保険料を払わなくてもよいとなると公的年金を受給できる資格期間はど
うなるのでしょうか？



公的年金を受給するには25年の資格期間が必要です。学生納付特例制度に
なった期間は受給資格期間として認められます。ただし、保険料を払っ
ていないので年金額にこの期間は反映されません。これが「国民年金の保
険料免除制度」との違いです。



友人は障害2級になりましたが、学生納付特例制度を申請していて障害状態になった場合に障害基礎年金はいくら受給できますか？



受給額は終身にわたり、

障害1等級の場合 983,100円(平成24年度金額)

障害2等級の場合 786,500円(平成24年度金額)

もし、学生納付特例制度を申請していなくて、国民年金の被保険者になっていなかったら以上の障害基礎年金を受給できません。



学生納付特例制度の申請はどこにしたらよいのですか？



大学等の窓口でも申請ができます。必要な書類は、

- 学生納付特例の申請用紙
- 国民年金手帳
- 学生等であることを証明する書類

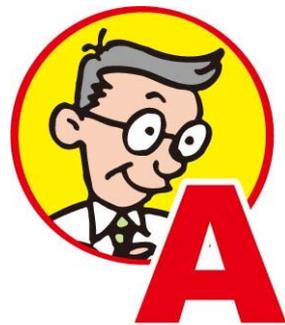
です。

大学の窓口以外では住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金課に申請します。

所得がある方は、前年の所得を申請しなければなりません。1月から3月までに申請する場合は前々年の所得証明、4月から12月までに申請する場合は前年の所得証明になります。



学生納付特例制度は公的年金を受給でき資格期間に算入されるけど、年金額には反映しないとのことですが、では、将来、年金額を多く受給できるように後で保険料を払うことはできますか？



はい、できます。10年以内（例えば、平成24年10月分は平成34年10月末まで）であれば保険料をさかのぼって納めることができます。

ただし、申請・承認をうけた受けた期間の翌年度から3年度目以後に保険料を追納する場合には、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



後で払うとしたらどんなときに払ったらいいのでしょうか？



国民年金保険料は、所得税、住民税の所得控除になります。会社に勤めたら厚生年金の社会保険料控除があります。それ以外にも学生納付特例制度で保険料を払っていなかった期間の国民年金保険料を一括で支払って所得税を節税する手もあります。

申請から3年以後になると加算額を上乗せされるから卒業後1年目のボーナスをもらったときに一挙に追納してしまえば年末調整で所得税がもどってくるかもしれません。